

特定工場新設（変更）届出および実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

（あて先）大津市長

届出者

（担当者）

TEL: ( ) -

工場立地法第 6 条第 1 項（第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号。以下「一部改正法」という。）附則第 3 条第 1 項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第 11 条第 1 項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所			
2	特定工場における製品（加工修理業に属するもの にあつては加工修理の内容、電気・ガス・熱供給 業に属するものにあつては特定工場の種類） （日本標準産業分類細分類（4桁）による）			（細分類番号）
3	特定工場の敷地面積	変 更 前	変 更 後	増 減
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
4	特定工場の建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
5	特定工場における生産施設の面積			別紙 1 のとおり
6	特定工場における緑地および環境施設の面積および配置			別紙 2 のとおり
7	工業団地の面積ならびに工業団地共通施設の面積および工業団地の環境施設の配置			—
8	隣接緑地等の面積および配置ならびに負担総額および届出者が負担する費用			—
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造 成 工 事 等		
		施 設 の 設 置 工 事		
※整 理 番 号		※ 備 考		
※受 理 年 月 日				
※審 査 結 果				

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 6 欄から 8 欄までについて、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地および規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設（屋上緑地、壁面緑地、駐車場緑地等）をそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄（工業団地特例の適用を受けない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けない場合は 8 欄を除く。）に記載すること。
- 法第 7 条第 1 項、法第 8 条第 1 項または一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄（工業団地特例の適用を受けない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けない場合は 8 欄を除く。）に記載するとともに、2 欄から 6 欄までおよび 8 欄のうち変更のある欄については、変更前および変更後の内容を対照させること。
- 9 欄については、埋立および造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 届出書および別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 列 4 番とすること。



## 特定工場における緑地および環境施設の面積および配置

### 1 緑地および環境施設の面積

緑地（様式第1備考2で 区別することとされた 緑地を除く。）の名称	施設番号	面 積 (㎡)		
		変 更 前	変 更 後	増 減
緑地面積（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計				
様式第1備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面 積 (㎡)		
様式第1備考2で区別することとされた緑地の面積の合計				
緑 地 面 積 の 合 計				
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面 積 (㎡)		
緑地以外の環境施設の面積の合計				
環 境 施 設 の 面 積 の 合 計				

### 2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の 各施設番号			
敷地の周辺部に配置する環境施設の 面積の合計			
配置について勘案した周辺の地域の 土地利用の状況等との関係			

- 備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類およびその設置の場所を記載すること。  
 2 その他は、別紙1の備考1から4までと同様とすること。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リー1」と、様式第1備考2で区別することとされた緑地（屋上緑地、壁面緑地、駐車場緑地等）にあつては「ジー1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」と読み替えるものとする。



## 特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	m <sup>2</sup>	うち自己所有地	m <sup>2</sup>
都市計画法上の 区域区分 (該当項目を○で囲むこと)	①工業専用地域	②工業地域	③準工業地域
	④住居系地域	⑤商業系地域	⑥市街化調整区域
	⑦未線引都市計画区域	⑧都市計画区域外	
特定工場用地利用状況説明図		周辺の土地利用形態  北：  東：  南：  西：	

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地および将来自己の所有地となることが確実である土地を含む。
- 2 特定工場の用に供する土地の説明欄には、都市計画法上の区分（工業専用地域、工業地域、市街化調整区域、非線引都市計画区域など）を記載するとともに、当該工場の東西南北における土地利用の形態を記載すること。（例 北：河川、東：工場、南：山林、西：農用地）
- 3 特定工場土地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2 km 程度の範囲内での海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校、病院、公園、住宅地、工業用地等の土地利用状況を明示すること。

## 事業概要説明書

1	生産開始日 _____ 年 _____ 月 _____ 日					
2	主要製品生産能力および生産数量（月産） <span style="float: right;">（単位：任意／月）</span>					
	製 品 名	生 産 能 力			生 産 数 量	
3	水源別工業用水使用量 _____ 計 _____ <span style="float: right;">（単位：t／日）</span>					
	上 水 道	工業用水道	河川表流水	井 戸 水	回 収 水	そ の 他
4	電力の使用量 _____ 計 _____ <span style="float: right;">（単位：KWH／日）</span>					
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量		
5	従業員数 _____ 計 _____ <span style="float: right;">（単位：人）</span>					
	職 員 (事務職員)	男 人 女 人	工 員 (生産従事者)	男 人 女 人	計	男 人 女 人

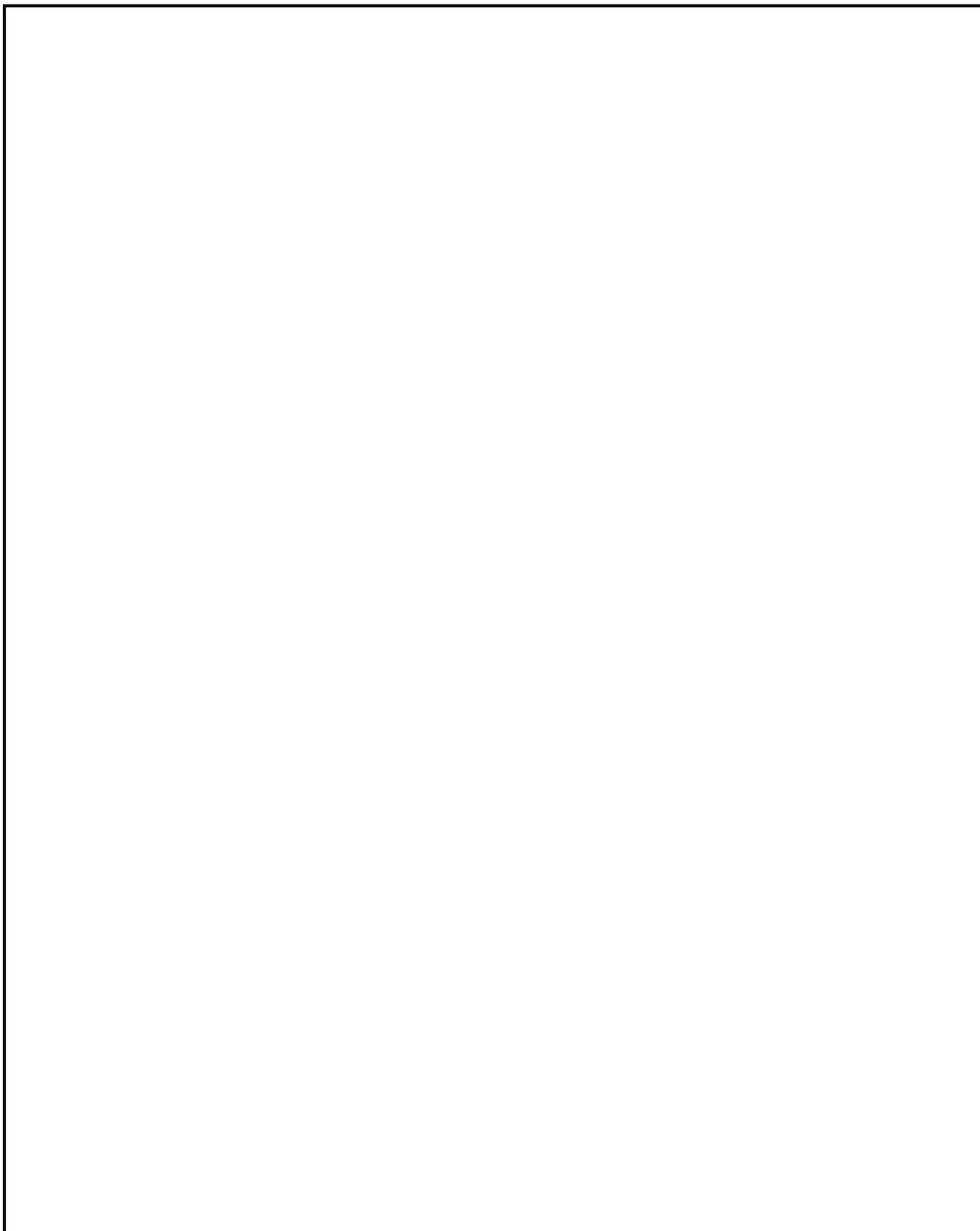
- 備考
- 1 製品名は、品番等ではなく、できるだけ一般的な表記とすること。
  - 2 生産能力および生産数量は、各々の事業に応じ、通常用いる単位(例:台/月)で記載すること。
  - 3 生産能力とは100%稼働状態での生産力を指し、生産数量とは平均的な生産状況を指す。

## 特定工場の新設等のための工事日程

年 月 日  工事の種類	工 事 の 日 程													
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
造成（埋立）工事														
生産施設の設置工事														
施設の名称														
施設番号														
緑地・環境施設設置工事														
施設の名称														
施設番号														
その他の主要施設の設置工事														

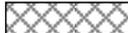
- 備考 1 工事の日程欄には、工事の種類毎に工事期間を⇔で記載するとともに、当該工事の開始と終了の日付を付記すること。なお、生産施設については、当該生産施設の運転開始日も併せて付記すること。
- 2 その他の主要施設とは、食堂、事務所棟、倉庫などが含まれる。

## 生産施設・緑地・緑地以外の環境施設・その他の主要施設の配置図



- 備考1 その他の主要施設には、貯水池・井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫・タンク等の貯蔵施設、駐車場を含みます。配置図にはそれらの形状とともに名称を付記すること。
- 2 生産施設・緑地・緑地以外の環境施設は下表に指定する淡い色彩でそれらの位置・形状を着色して明示するとともに各施設番号を付記すること。

施設の名称	生産施設	緑地	緑地以外の環境施設
色彩	青	緑	黄

- 3 変更届出の場合は、同一図面上で変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示すること。  
 (例：既存部分 =  増設部分 =  撤去部分 = )
- 4 用紙の縦横使用および日本工業規格A列4番以外の用紙の使用は必要に応じて自由とする。